湖北水道企業団からのお知らせ

水道料金の基本料金を減免します

石岡市及び小美玉市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道料金のうち「基本料金」の一部減免を実施します。

これに伴い、湖北水道企業団においても、下記のとおりの内容にて基本料金の減免を実施します。

減免額　：１，２１０円／月（税込額）　※使用日数が 15 日以下のときは 605 円（税込額）

減免期間：（石岡市）　令和８年４月分～令和８年９月分まで（６ヶ月分）
（小美玉市）令和８年４月分～令和９年３月分まで（１年分）

※石岡市は旧石岡市（関川地区を除く）、小美玉市は旧玉里村が対象となります。

対象者　：湖北水道企業団と直接給水契約を結んでいる方　※公共施設を除く

※この事業に関して申請は不要です。
※検針票には基本料金が含まれた料金が記載されますが、請求時には基本料金を減免した料金でご請求します。
水道料金・検針票の内容については、第一環境お客様サービスセンター（℡0299-24-5558）へお問い合わせください。
※同じ給水区域にも関わらず減免期間が異なることに関しては、各市それぞれの政策によるものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。各市の政策については、下記へお問い合わせください。

政策についてのお問い合わせ先（石岡市）
石岡市役所　政策企画課
℡0299-23-1111（営業時間：平日 8:30 ～ 17:15）

政策についてのお問い合わせ先（小美玉市）
小美玉市役所　水道課
℡0299-48-1111（営業時間：平日 8:30 ～ 17:15）

※令和8年9月検針分をもって、石岡市における減免対象期間は終了しました。